

埼玉県難病患者雇用モデル企業選定実施要領

第1 目的

難病のある方が安心して働き続けられる社会の実現を目指し、難病患者の雇用や就業継続に積極的に取り組む企業等を「難病患者雇用モデル企業」（以下「モデル企業」という。）として選定する。

モデル企業の取組を広く紹介することで、県内企業における難病患者雇用の理解促進と普及を図ることを目的とする。

第2 対象となる企業等

この要領において、「企業等」は、県内に事業所（支店、営業所等の従たる事業所を含む。）を有する企業とする。

第3 選定要件

知事は、以下の1から4の要件を全て満たす企業等をモデル企業として選定する。

1 選定基準

次の選定基準（1）から（3）の全てに該当すること。

- （1）難病患者を概ね半年以上継続して雇用していること。
- （2）就業規則に治療と就業の両立に係る法律を上回る制度として次のアからウのうちいずれか1つ以上の制度を設けていること又はこれに準じた取組を行っていること。

ア 休暇制度（時間単位での年次有給休暇制度、傷病休暇、病気休暇等）

イ 勤務制度（時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務制度、試し出勤制度等）

ウ その他の制度（再雇用制度、カムバック制度、ジョブ・リターン制度等）

- （3）今後も治療と就業の両立に配慮した雇用継続・求人を行う意欲があり、次のアからエのうちいずれか1つ以上に該当すること。

ア 現在、雇用している難病患者を今後も継続して雇用する予定であること。

イ 求人票に「治療と就業の両立支援（通院等）」等の記載をしていること。

ウ 難病患者の積極的な採用に向け、ハローワークの難病患者就職サポーターに企業情報を提供していること。

エ 県の難病雇用促進アドバイザーからの具体的な雇用提案（実習、インターンシップ、見学会など）を引き受けていること。

2 関係法令の遵守等

労働基準法（昭和22年法律第49号）や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令に違反する重大な事実が過去3年以内でないこと。

3 次の各号のいずれにも該当しないこと。

- （1）役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの
- （2）暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- （3）自己、その属する法人もしくは法人以外の団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- （4）暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- （5）その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

4 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

第4 選定の申込み等

- 1 選定を希望する企業等は、難病患者雇用モデル企業選定申込書（様式第1号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、申込みのあった企業等について書類審査若しくは実地調査等を行う。
- 3 企業等の選定に際しては、「難病患者雇用モデル企業選定審査会（以下「審査会」という。）」を開催するものとする。
- 4 モデル企業の決定は、審査会における審査結果に基づき決定する。
- 5 知事は、選定するときは難病患者雇用モデル企業選定証（様式第2号）により、選定しないときは難病患者雇用モデル企業に係る審査結果通知書（様式第3号）により申込者に通知する。
- 6 審査会に関する事項は別に定める。

第5 選定期間

申請受付期間は随時とし、毎月末日までに県が申込書を受取り、書類審査及び実地調査等の結果選定された企業等について、原則として翌々月末日までに、モデル企業として選定する。

第6 選定の有効期限

企業等の選定の有効期限は、選定の日から3年とする。

第7 公表

原則としてモデル企業における取組について、県のホームページ及び各種広報により、広く公表する。

第8 選定後の助言

モデル企業の自主性を尊重し、制度の適正かつ円滑な推進を図るため、県は必要に応じて助言を行う。

第9 変更の届出

次の申込事項に変更があった場合は、モデル企業は、難病患者雇用モデル企業申込事項変更届（様式第4号）により知事に届け出るものとする。

- 1 企業等の名称
- 2 所在地

第10 選定の取消

県は、次の事由が判明した場合に選定を取り消すものとする。

- 1 労働基準法や労働安全衛生法等の関係法令に違反する重大な事実があった場合
- 2 第3の3に規定する暴力団排除規定に該当する場合
- 3 企業等として活動実態がないと判断される場合
- 4 その他、県が適当ではないと判断した場合

第11 その他

この要領に定めるもののほか、この制度の運用につき必要な事項については、その都度、別途定める。

附 則

この要領は、令和8年7月30日から施行する。